



手当・助成など

手当

問 子ども福祉課 ☎433-7021

児童手当

出生日・転入日の翌日から15日以内に申請が必要です。

対象

児童(0歳から18歳到達後、最初の3月31日までの児童)を養育している方

支給額(月額)

- 3歳未満の児童(15,000円)
- 3歳以上の児童(10,000円)
- 第3子以降(30,000円)

* 第3子以降とは、22歳到達後、最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降の児童を指します。

必要なもの

請求者の被保険者資格が確認できるものの写し、請求者名義の預金通帳の写し、請求者・配偶者の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード等)、その他必要に応じて提出物あり
※父又は母のうち恒常的に収入が高い方(生計中心者)が請求者となります。

児童扶養手当

死別、離別など、下記の理由で父または母と生計を同じくしていない児童を扶養しており、自立に向けて努力している方に児童扶養手当が支給されます。

対象

次の理由にあてはまる児童を扶養している母、父または養育者

- 父母が婚姻を解消したとき
- 父または母が死別したとき
- 父または母に重度の障害があるとき

- 父または母が1年以上生死不明のとき
- 父または母が1年以上遺棄しているとき
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けたとき
- 父または母が1年以上拘禁されているとき
- 母が未婚で出産したとき
- 父母がいるかいないかが明らかでないとき

※この制度でいう「児童」とは、18歳到達後、最初の3月31日までの児童(ただし、児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)をいいます。

支給額(月額)

- 1人目 全部支給 46,690円
一部支給 46,680円～11,010円
- 2人目以降 全部支給 11,030円
一部支給 11,020円～5,520円

※請求者または配偶者および扶養義務者の所得により手当額を決定します。

※請求者または配偶者および扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給できません。

必要なもの

請求者と対象児童の被保険者資格が確認できるものの写し、請求者名義の預金通帳の写し、請求者と対象児童の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード等)、その他必要に応じて提出物あり

医療費助成

問 子ども福祉課 ☎433-7021

子ども医療費助成制度

対象

健康保険に加入し、市内に住所のある0歳から18歳到達後、最初の3月31日までの子ども(*所得制限なし)

内容

子どもが健康保険を使って病院などにかかったときの費用の一部を、公費で助成するものです。(一部自己負担があります)

必要なもの

子どもの被保険者資格が確認できるもの、申請者(保護者)・配偶者の個人番号が確認できる書類※¹(マイナンバーカード等)、申請者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

※1・子どもが未就学児の場合のみ必要です。

ひとり親家庭医療費助成

対象

18歳到達後、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭(父子家庭、母子家庭等)の父、母または養育者とその児童(*所得制限あり)

内容

- ・通院および入院でかかった保険適用の医療費(児童のみ入院時食事療養費を含む)が対象となります。(入院時食事療養費については、別に還付申請が必要となります)
- ・大阪府内の医療機関にかかるときは、被保険者資格が確認できるものとひとり親家庭医療証を一緒に医療機関の窓口で提示してください。医療費の助成が受けられます。(一部自己負担があります)
- ・大阪府外で医療機関にかかるときは、健康保険の自己負担額を医療機関に支払い、後日ひとり親家庭医療の一部自己負担金との差額を還付申請してください。なお、健康保険適用外の費用については、全額自己負担となります。(診断書代、薬のビン代、差額ベッド代など)

必要なもの

申請者と対象児童の被保険者資格が確認できるもの、申請者の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード等)、申請者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)、その他必要に応じて提出物あり

その他の給付金や支援制度

問 子ども福祉課 ☎433-7021

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

対象

- ①母子家庭の母および児童
- ②父子家庭の父および児童
- ③寡婦など
- ④父母のいない児童(20歳未満)など

内容

この貸付制度は大阪府の制度で、母子家庭の母・父子家庭の父や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するためのものであり、必要性、借受の意思等を確認したうえでお貸しする貸付金です。必ずご本人自身でご相談、申請などを行ってください。資金の種類は、子どもが学校に入学する際の入学金授業料等に充てるための資金やひとり親家庭の親、寡婦等が就労に必要な知識技能を習得するための資金などがあります。資金の種類によって、貸付条件・必要種類が異なります。

自立支援教育訓練給付金

対象

- 市内在住のひとり親家庭の父または母で、次のすべての要件を満たす方が対象です。
- ①母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けていること
 - ②就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練講座を受講することが適職に就くため必要と認められること
 - ③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

内容

雇用保険制度の教育訓練給付金事業の対象となる講座を受講した場合、受講後などに入学金および受講料の6割相当額(※)を支給する制度です。受講前の申請が必要です。また、雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の受給資格がある場合は、上記の支給金額からそれぞれの給付金を差し引いた額を支給します。



手当・助成など

※相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。講座や条件によって、支給割合と上限が異なります。また、専門実践教育訓練給付金対象講座を修了後1年以内に資格取得し就職等した場合は25%の追加支給があります。

高等職業訓練促進給付金

対 象

市内在住のひとり親家庭の父または母で、次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にあること(所得制限水準を超えた場合でも1年に限り引き続き対象)
- ②修業期間6か月以上の養成機関において一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること(6か月以上の民間資格(デジタル分野などの雇用保険制度の教育訓練給付の対象講座)も対象)
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められること

内 容

ひとり親家庭の父または母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給します。必ず事前にご相談ください。

●支給対象となる資格の例

- 看護師(准看護師含む)
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士

JR通勤定期乗車券特別割引

対 象

児童扶養手当受給世帯

内 容

JR通勤定期乗車券が3割引になります。制度を利用しようとする方は、あらかじめ子ども福祉課で「特定者資格証明書」を申請のうえ、通勤定期乗車券購入のたびに「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受けてください。なお、「特定者資格証明書」の申請には写真(たて4cm・よこ3cm)と児童扶養手当の証書が必要です。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

対 象

就労に対する意欲のあるひとり親家庭の母または父(生活保護受給者は除く)

内 容

子ども福祉課とハローワークの担当者が協力して、ひとり親家庭の母または父に予約制で個別の就労支援を行います。職業相談や職業紹介・資格取得の方法など個々の就労相談に応じた情報を提供します。(スキルアップの転職もご相談ください)